

トンネル建設工事におけるじん肺管理区分決定件数

平成28年11月30日

平成28年度第1回トンネル建設工事の切羽付近における作業環境等の改善のための技術的事項に関する検討会

定期健康診断の対象者及び頻度

じん肺管理区分	粉じん作業従事との関連	頻度
管理1	常時粉じん作業に従事	3年以内ごとに1回
管理2	常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	3年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事	1年以内ごとに1回
管理3	常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	1年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事	1年以内ごとに1回

じん肺管理区分に基づく就業上の措置

じん肺管理区分	就業上の措置
管理1	就業上の特別の措置なし
管理2	粉じんばく露の低減措置の努力義務
管理3イ	
管理3ロ	作業転換の努力義務（管理3イに対しては、都道府県労働局長の勧奨可）
	作業転換の義務（都道府県労働局長の指示可）
管理4	療養
管理2又は3で合併症罹患	

事業者

じん肺法による健診実施
(じん肺法第7条～第9条)

※所見を認めた場合
エックス線写真等の
提出
(じん肺法第12条)

労働者

いつでも【随時申請】
(自分で検診を受けたときなど)

管理区分決定申請
(エックス線写真や健
康診断結果を提出)
(じん肺法第15条)

じん肺管理区分の決定

都道府県労働局

地方じん肺診査医による審査・都道府県労働局長が決定

不服申立て
(じん肺法第18条)

厚生労働省

中央じん肺診査医による審査・厚生労働大臣が裁決
(じん肺法第19条)

トンネル建設工事におけるじん肺健康管理実施状況(一部抜粋)

全国計

	1 適用事業所数	2 従事労働者数 粉じん作業	3 新規有所見 労働者数	じん肺管理区分決定件数									有所見者数	合併症り 患件数
				計	管理1	管理2	管理3			管理4				
							イ	ロ	計	PR4(c)	F(++)	計		
S56	453	9,705	305	(744) 1,449	(3) 150	(146) 860	(212) 276	(201) 144	(413) 420	(32) 3	(150) 16	(182) 19	(741) 1,299	(236) 19
H5	104	1,699	20	(503) 362	(28) 32	(163) 230	(101) 67	(126) 31	(227) 98	(23) 0	(62) 2	(85) 2	(475) 330	(178) 0
H18	312	3,388	8	(363) 64	(153) 5	(125) 41	(31) 14	(35) 4	(66) 18	(4) 0	(15) 0	(19) 0	(210) 59	(88) 0
H19	276	2,393	5	(381) 52	(166) 5	(134) 34	(32) 8	(36) 4	(68) 12	(1) 0	(12) 1	(13) 1	(215) 47	(86) 0
H20	296	3,275	0	(339) 36	(148) 5	(116) 20	(29) 5	(34) 5	(63) 10	(4) 0	(8) 1	(12) 1	(191) 31	(96) 0
H21	275	3,127	2	(280) 33	(134) 6	(89) 20	(24) 5	(24) 2	(48) 7	(4) 0	(5) 0	(9) 0	(146) 27	(55) 0
H22	295	3,654	0	(250) 18	(129) 4	(67) 9	(17) 4	(24) 1	(41) 5	(6) 0	(7) 0	(13) 0	(121) 14	(61) 0
H23	256	2,643	0	(223) 16	(116) 5	(53) 7	(20) 3	(23) 1	(43) 4	(4) 0	(7) 0	(11) 0	(107) 11	(51) 0
H24	248	2,815	2	(192) 11	(118) 2	(45) 5	(12) 3	(10) 1	(22) 4	(0) 0	(7) 0	(7) 0	(74) 9	(27) 0
H25	263	2,585	1	(152) 9	(87) 2	(44) 5	(7) 1	(4) 1	(11) 2	(3) 0	(7) 0	(10) 0	(65) 7	(27) 0
H26	292	2,999	0	(132) 6	(76) 2	(30) 2	(9) 1	(12) 1	(21) 2	(2) 0	(3) 0	(5) 0	(56) 4	(15) 0
H27	312	3,415	3	(120) 13	(65) 8	(25) 4	(10) 0	(12) 1	(22) 1	(1) 0	(7) 0	(8) 0	(55) 5	(28) 0

資料:じん肺健康管理実施結果調

(注) 1. ()内の数字は随時申請で外数である。2. 表中の記号はそれぞれ次の意味を表わす。PR4(c): エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが1側の肺野の3分の1を超えるものである。)F(++): じん肺による著しい肺機能の障害がある。3. 新規有所見労働者は管理1であった労働者で、管理2以上に決定された者の数である。

トンネル建設工事におけるじん肺健康管理実施状況(一部抜粋)

